

介護保険負担限度額認定申請書

表面 記入例
裏面も記入してください

名護市長 殿

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	ナゴ タロウ	被保険者番号	1234567890
被保険者氏名	名 護 太 郎	個人番号	12345678900
生年月日	昭和〇年〇月〇日		
住 所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号	連絡先	0980-53-1212
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称(※)	〒 介護保険施設に入所(入院)している場合のみ記載 個人番号がわからない場合は空白で構いません		
入所(院)年月日(※)	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。		

配偶者の有無	有	無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ氏名	ナゴ ハナコ	別世帯、内縁関係の場合も「有」になります	
	生年月日	昭和〇年〇月〇日	個人番号	12345678900
	住 所	〒 ※被保険者と同じ住所の場合は「同上」可		
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	〒		
	課税状況	市町村民税 課税	非課税	該当する非課税年金を受給している場合〇で囲んでください。記入漏れがないようご注意ください

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者／②市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者					
	☐	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80.9万円以下です。(受給している年金に〇して下さい。以下同じ。) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。					
	☐	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80.9万円を超え、120万円以下です。					
	☐	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。					
	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦は2000万円)、③の方は650万円(同1650万円)、④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③～⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。					
裏面参照	確認し	預貯金等に関する申告 ※通帳等の写し別添	預貯金	預貯金、積立等の合計額を記入して下さい	有価証券(評価概算額)	その他(現金・負債を含む)	() ※
※内容を記入してください							

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)	
申請者住所 〒	代理で手続きを行う家族等の情報を記入してください。	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

裏面 記入例

名護市長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住民票の住所を記載

<本人>

住所 名護市港1丁目1番1号

氏名 名護 太郎

<配偶者>

住所 ※被保険者と同じ住所の場合は「同上」可

氏名 名護 花子

参考

【 預貯金等の範囲 】

○複数ある場合はそのすべてについて、写しを添付してください。

○配偶者「有」の場合は、配偶者名義の写しも必要です。

種類	確認方法
預貯金（普通・定期・積立） 申請の前に記帳をお願いします	通帳の写し（インターネットバンクは口座残高ページの写し） ※申請日より直近2ヵ月の記帳ページ ※通帳名義人の氏名、口座番号が記載されているページ
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など申請時点での負債金額が確認できる書類